

四日市市上下水道局告示第12号

四日市市共同住宅排水管設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年 3月17日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市共同住宅排水管設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市共同住宅排水管設置費補助金交付要綱（平成30年四日市市上下水道局告示第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から4まで （略） （有効期限） 5 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限りその効力を失う。	附 則 1 から4まで （略） （有効期限） 5 この要綱は、平成33年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

（上下水道局生活排水課）